	ふるさと石川の環境を守り	ノ目にる余物(ふるさど		比較区分		J(廃止条例) T 安 安	ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)	1
総則	構成区分 構成区分 開打章 通則		条番号		条番号 第 1条		規定内容の見直し	石川
· 《公只》	第1 早 週別		第 2条(定義)	1		(定義)	院足内台の兄直り	基本
			第 3条(基本理念)	" "	第 2 条 第 3 条	(基本理念)	H H	第17
				" "				
			第 4条 (県の役割及び責務)		第 4 条	(県の責務)	県の役割と責務を明記	第23
			第 5条 (県民の役割及び責務)	ıı ıı	第7条	(県民の責務)	県民の役割と責務を明記	は肖
			第 6条 (事業者の役割及び責務)	"	第 6 条	(事業者の責務)	事業者の役割と責務を明記	
			第 7条 (環境保全活動団体の役割)				環境保全団体の役割について規定	
			第 8条 (大学等及び研究機関の役割)				大学や研究機関等の役割について規定	
			第 9条 (市町村の協力)				市町村との協力について規定	
			第 10条 (県、県民等の協働)				県、県民等の協働取組について規定	
	第2章 環境の保全に関する基本的施策とその在り		第 11条 (施策の在り方に係る基本方針)	石川県環境基本条例	第 9条	<施策の策定等に係る基本方針>	規定内容の見直し	
	お2早 境境の体土に関する基本的地域とその任う	/ J	第 12条 (県の施策の策定等に当たっての配		第 11 条	(県の施策の策定等に当たっての配慮等)		
				[[[]]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [担党中央の日本	
			第 13 条 (施策の推進等の体制整備)		第 24 条	<推進体制の整備>	規定内容の見直し	
			第 14 条 (環境の保全に関する施設の整備等	等)	第 15 条	(環境の保全に関する施設の整備等)		
			第 15 条 (環境に関する知識等の集積等)				環境に関する知識等の集積等に必要な措置について規定	
			第 16 条 (財政上の措置)				環境保全施策を推進するために必要な措置について規定	
			第 17 条 (規制措置)	石川県環境基本条例	第 13 条	(規制措置)	規定内容の見直し	
			第 18 条 (誘導的措置)	"	第 14 条	(誘導的措置)	II .	
			第 19条 (公害に係る紛争の処理)	"	第 20 条	(公害に係る紛争の処理)		
			第 20条 (事業の実施に係る環境への配慮)		第 12 条	(環境影響評価の推進)	 規定内容の見直し	-
た空へサチンサ	第1章 理接级会社画							\dashv
世界の推進	第1章 環境総合計画		第 21条		第 10 条	<環境基本計画>	環境基本計画を環境総合計画に改め、規定内容を見直し	_
	第2章 施策の推進 第1節 環境審議会		第 22 条 (設置)	石川県環境審議会条例	第 1条	(設置)	審議会統合に伴う設置根拠規定の変更	·1
	14年前		第 23 条 (所掌事務)	ıı ıı	第 2条	(所掌事務)	環境総合計画の実施状況及び評価に関する意見を追加	審
			第 24 条 (組織)	"	第 3条	(組織)	委員数の変更、特別委員を専門委員に変更	
			第 25条 (委員及び専門委員)	"	第 4条	(委員)	専門委員関係を追加	IJ
			第 26条 (会長)	"	第 6条	(会長)		
			第 27条 (会議)	"	第7条	(会議)		
			第 28条(部会)	" "	第8条	(部会)	 専門委員関係を追加	
			第 29 条 (幹事)	ıı ıı	第 9 条	(幹事)	特別委員を専門委員に変更	環 : : : : : : : : : : : : : : : : :
			第 30 条 (雑則)	"	第 10 条	(雑則)		Ϋ́
	第2節 環境施策の推進体制		第 31 条				環境保全施策の推進、管理、評価等を行う体制の整備について規定	
	第3節 環境施策協働推進セン	ター	第 32 条				環境施策協働推進センターの指定に関して規定	
	第4節 県民参加		第 33 条				施策への県民参加について規定	\dashv
	第5節 公害紛争処理		第 34条 (公害審査会の設置)	石川県公害紛争処理等に関する	する条例 第 7 冬	(公害審査会の設置)	The second secon	石
			第 35条 (参考人等の実費弁償)	IIII	第3条	(参考人等の実費弁償)		紛
					1331 131			
			第 36 条 (紛争処理の手続に要する費用)	"	第 4 条	(紛争処理の手続きに要する費用)		に関する 例の第1
			第 37 条 (手数料)	ıı ıı	第 5 条	(手数料)		係
			第 38 条 (手数料の減免又は納付の猶予)	"	第 6 条	(手数料の減免又は納付の猶予)		IJT.10
			第 39 条 (公害苦情相談員)	l l ll	第 7条	(公害苦情相談員)		
			第 40条 (環境保全に関する苦情受付等)				相談窓口の設置等の体制の整備について規定	
	第3章 環境に関す 第1節 環境に関する知識等の	集積と活用	第 41条				環境に関する知識等の集積と活用について規定	
	る知識等の集積と 第2節 研究体制の整備及び研						環境政策等の研究の促進、研究機関等の連携に必要な措置について規定	_
	活用等 第3節 環境教育及び環境学習	の推准	第 42 条 第 43 条			+	各主体における環境教育、環境学習の取組について規定	-
	和500 城况我自及50城况于自	[107]任[2	 		<u></u>	 (石川県環境白書)		
mi÷ - /n ^	第4章 石川県環境白書	/D A	第 44 条	石川県環境基本条例	第 8 条	(石川宗琼児日青)	環境保全施策の評価を規定に追加	
環境の保全	第1章 生活環境の 第1節 水環 第1款 水環境の		第 45 条				環境総合計画への水環境の保全に関する計画の盛込みについて規定	
	保全 境の保全 第2款 良好 第	1目 良好で安全な	第 46 条				良好で安全な水質の確保を図るための措置について規定	
	で安全な水水	質の確保	<u> </u>	LL/ FF 2± 2m F4 . 1 3± M/r c /r M/r c - 2	5の担党		タロの休人にからおって	
		2目 水質汚濁防止	第 47 条	水質汚濁防止法第3条第3項 による排水基準を定める条			条例の統合に伴う規定ぶりの変更	
		第3条第3項の規定			73			
		よる排水基準			- 7547	(TVAT)		
		3目 浄化槽保守点	弔 48 杀 (登録)	石川県浄化槽保守点検業者	100 登録 第 2 条	(登録)		石
		業者の登録等	第 49条 (登録の申請)	に関する条例	第 3 条	(登録の申請)	 「執行役」を追加	
							+/NIJIXI 전문/H	業
			第 50条 (登録の実施)	"	第 4 条	(登録の実施)		何
			第 51条 (登録の拒否)	ıı ıı	第 5 条	(登録の拒否)	規定ぶりの変更	19 任
			第 52 条 (変更の登録)	ıı ıı	第 6 条	(変更の登録)		15
			第 53 条 (変更の届出)	"	第 7条	(変更の届出)		
			第 54条 (廃業等の届出)	"	第 8 条	(廃業等の届出)	規定ぶりの変更	
			第 55条 (登録の抹消)	"	第 9条	(登録の抹消)		
			第 56条 (営業所の設置)		第 10 条	(営業所の設置)		
			第 57 条 (業務の実施等)	" "		(業務の実施等)		
					第 11 条			
			第 58 条 (標識の掲示)	ıı ıı	第 12 条	(標識の掲示)		
			第 59 条 (帳簿の備付け)	ıı ıı	第 13 条	(帳簿の備付け)		
			第 60 条 (登録の取消し等)	"	第 14 条	(登録の取消し等)	規定ぶりの変更	
			第 61条 (報告及び検査)	"	第 15 条	(報告徴収、立入検査等)	規定ぶりの変更	
			第 62 条 (手数料)	"	第 16 条	(手数料)		
	第2卦 健今 第4	1目 健全な水環境	第 63条	+++	73 10 1	(3 2011)	健全な水循環を保持する水量の確保に必要な措置について規定	石
		保持するための水量	3 00 m				に土は小川城で小河ヶる小里の唯体に必安は汨且にフリーがた	り
		本行するための小里 確保						穿
			第 64 久 (地下ルの短叩のサゴ)		学 24 タ	(地下水の採取の芋豆)	「担水込供」の完美を冬立中に知るはなる。	牙
			第 64条 (地下水の採取の許可)	石川県公害防止条例	第 21 条	(地下水の採取の許可)	「揚水設備」の定義を条文中に組み込み	
	1 I II-0		第 65 条 (国等に関する特例)	"	第 22 条	(国等に関する特例)		1
								1 '
			第 66 条 (経過措置) 第 67 条 (氏名の変更等の届出)	ıı ıı	第 23 条 第 24 条	(経過措置) (氏名の変更等の届出)		9 €

	ふるさと石川の環境 構成区分	を守り育てる条例(ふるさ		較区分 		(廃止条例)	ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)	
		1	条番号 内容 既 第 68 条 (地位の承継)	: 改 新 余例名 // // // // // // // // // // // // //	条番号 第 25 条	内 容 円 (地位の承継)		
			第 69 条 (廃止等の届出)	" "	第 26 条	(廃止等の届出)	年用規定の削添に仕り発直し	
			第 70 条 (許可の失効)	"	第 27 条	(許可の失効)		
			第 71 条 (監督処分)	"	第 28 条	(監督処分)		
		第3目 一般地域にお	第 72 条 (地下水の採取の届出)	" "	第 29 条	(地下水の採取の届出)		\dashv
		ける規制	第 73条 (経過措置)	"	第 30 条	(経過措置)		
			第 74条 (氏名の変更等の届出)	"	第 31 条	(氏名の変更等の届出)		\dashv
			第 75 条 (地位の承継)	"	第 32 条	(地位の承継)	準用規定の削除に伴う見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			第 76条 (廃止等の届出)	"	第 33 条	(廃止等の届出)		
		第4目 地下水の保全	第 77条 (地下水の保全)	ıı ıı	第 34 条	(地下水の保全等)	規定ぶりの変更	
		等	第 78条 (地下水の採取量の減少等の勧告)	"	第 35 条	(地下水の採取量の減少等の勧告)	規定ぶりの変更	
			第 79条 (地下水の採取量の測定等)	ıı ıı	第 36 条	(地下水の採取量の測定等)	< ただし、別表に定める対象地域と対象規模要件を拡充 >	
			第 80条 (地下水の使用合理化計画書の提出)				地下水の使用の合理化に関する計画書の提出について規定	
		第5目 雑則	第 81 条 (報告及び検査)	石川県公害防止条例	第 47 条	(報告及び検査)	石川県公害防止条例のばい煙等の排出の規制関係部分の削除に伴う見直し	,
]環境の保全	第 82 条				水辺環境の保全努力について規定	
	第2節 産業 第1款 通則	J	第 83 条 (用語の定義)				産業廃棄物の適正処理に関する用語の定義について規定	
	廃棄物の適 正処理 第2款 会署		第 84 条 (関係者の責務)		\bot		事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者、県等の責務について規定	
	先2就	廃棄物の不適正な処理	第 85条 (産業廃棄物の保管場所の届出)		\bot		保管事業者による保管場所の届出について規定	
	への対策		第 86 条 (搬入の停止命令)		\bot		産業廃棄物等の適正処理確保が困難な場合の搬入の停止について規定	
			第 87条 (建設資材廃棄物の適正処理)		\longrightarrow		元請業者による下請負人の指導監督について規定	_
			第 88 条 (事業者等による処理委託時の確認)	+++	++++		県内産業廃棄物の処理委託時における適正処理確認について規定	_
	선수 스 후 년 · # # 다 다	I	第 89条 (土地の適正な管理)	+++	++++		土地所有者等における貸付土地の適正管理について規定	\dashv
	第3款 雑則	J	第 90条(報告の徴収)	+++	++++		事業者等又は土地所有者等に対する報告徴収について規定	_
			第 91 条 (立入検査) 第 92 条 (公表)	+++	++++		産業廃棄物等の適正処理の確保を図るための立入、検査について規定 廃棄物処理法違反勧告等に従わなかった者の氏名等の公表について規定	-
			第 92 余 (公衣)	+++			廃業物処理法違反勧告等に従わなかった者の氏名等の公表について規定 適用除外地域について規定	-
	 第3節 指定有害副産物の)生成及び保管の禁止	第 93 宗 (週用味外) 第 94 条 (生成及び保管の禁止)	+++			週月除外地域について規定 指定有害副産物の生成又は保管の原則禁止について規定	\dashv
	ろうのい コロル 日西町住物の	· エルスU M 日 切 示 止	第 95 条 (報告の徴収)	+++			指定有害副産物等の生成又は保管に関する報告徴収について規定	-
			第 96 条 (立入検査)	+++			指定有害副産物等の生成又は保管についての立入、検査について規定	-
			第 97 条 (中止命令等)	+++			指定有害副産物の生成中止命令、保管物の撤去命令等について規定	\dashv
			第 98 条 (公表)	+++	 	<u> </u>	規定違反を理由として告発をした場合における氏名等の公表について規定	\dashv
	第4節 環境美化		第 99 条 (空き缶等の投棄の禁止)	 	 		環境美化に支障を来たすおそれのある物のポイ捨て禁止について規定	見定定
			第 100 条 (事業者による散乱防止)	 	 		事業者等による容器入り飲食料品等の散乱防止努力について規定	
			第 101 条 (散乱防止活動等の推進)		 		環境美化に支障を来たすおそれのある物の散乱防止活動等について規定	
			第 102 条 (修景への配慮)				環境美化に配慮した生活空間づくりに資する修景努力について規定	
	第5節 公害 第1款 深夜	営業騒音等の規制	第 103 条 (近隣の静穏の保持)	石川県公害防止条例	第 20 条	(近隣の静穏の保持)		
	防止に関する場合は		第 104 条 (飲食店営業等に対する音量制限)	"		(飲食店営業等に対する音量制限)		
	る個別の規制		第 105 条 (深夜における音響機器の使用制限)	"		(深夜における音響機器の使用制限)		
	167		第 106 条 (利用者の責務)	"		의 (利用者の責務)		
			第 107 条 (拡声器の使用制限)	"		[(拡声器の使用制限)		
			第 108 条 (改善勧告及び改善命令)	II .	第 20 条 のデ	(改善勧告及び改善命令)		_
	₩ ^ ± \ -	ル当物展示学工を中を	第 109 条 (報告及び検査)	+++	++++		石川県公害防止条例のばい煙等の排出の規制関係部分の削除に伴う新たな規	Œ
	第2款 有害 の推進	化字物質の適止官埋寺	第 110 条 (指定化学物質等に関する情報の収集及び提供)	 	-		指定化学物質等に関する情報の収集及び情報提供について規定	_
	の推進		第 111 条 (指定化学物質等の適正な管理)	 	++++		指定化学物質等取扱事業者における適正管理と事故時の応急措置等について規 指定化学物質等取扱事業者における取扱量等の把握と報告について規定	正
			第 112 条 (指定化学物質等の取扱量等の把握及び報告)	+++	-			
	第2章 十四)埋立て等の規制	第 113 条 (適用除外)	+++			指定化学物質等に係る応急措置についての適用除外について規定 土壌基準に不適合な土砂等を使用した土砂埋立て等の禁止、違反時の必要な措置勧告について規	完
第2章 自然と人と		/生立し守い风削	第 114 条		第 1条	(目的)	条例の統合に伴う規定ぶりの変更	
第2早 日然と人と の共生	(차)에 변則		第 116 条 (財産権の尊重、他の公益との調整等)	14川朱日然現現休王宗例	第 3条	(財産権の尊重及び他の公益との調整)	条例の統合に伴う規定がりの変更	
1			第 117 条 (調査研究の推進、普及啓発等)	" "	第4条	(調査研究の推進)	情報提供及び普及啓発について追加	何
	第2節 自然 第1款 自然	第1目 指定等	第 118 条 (指定)	" "	第 12 条	(指定)	INTERMINATION OF A PROPERTY OF	第
	環境の保全環境保全地		第 119 条 (保全計画の決定)	" "	第 13 条	(保全計画の決定)		
	域の指定等		第 120 条 (保全事業の執行)	"	第 14 条	(保全事業の執行)		19
		第2目 保全	第 121 条 (特別地区)	"	第 15 条	(特別地区)		\dashv
		KD	第 122 条 (野生動植物保護地区)	"	第 16 条	(野生動植物保護地区)		\dashv
			第 123 条 (普通地区)	"	第 17 条	(普通地区)		\dashv
			第 124 条 (中止命令等)	"	第 18 条	(中止命令等)	規定ぶりの変更	\dashv
			第 125 条 (報告及び検査等)	ıı ıı	第 19 条	(報告及び検査等)	規定ぶりの変更	
			第 126 条 (国等に関する特例)	ıı ıı	第 20 条	(国等に関する特例)		
		第3目 雑則	第 127 条 (実地調査)	ıı ıı	第 21 条	(実地調査)	規定ぶりの変更	
			第 128 条 (標識の設置)	ıı ıı	第 22 条	(標識の設置)		
			第 129 条 (損失の補償)	"	第 23 条	(損失の補償)		
			第 130 条 (財政上の措置等)	ıı ıı	第 25 条	(財政上の措置等)	規定ぶりの変更	
			第 131 条 (保全事業の執行に要する費用)	"	第 26 条	(保全事業の執行に要する費用)		
	第2款 里山	の保全等の推進	第 132 条 (里山の保全等の促進)				里山の保全、再生及び活用について規定	
			第 133 条 (里山保全再生協定の申請等)				里山保全再生協定の締結の認定申請、協定内容について規定	
			第 134 条 (里山保全再生協定の認定等)		\bot		里山保全再生協定の認定条件について規定	
			第 135 条 (里山保全再生協定の変更)		\bot		里山保全再生協定を変更する場合の手続きについて規定	
	i l		第 136 条 (里山保全再生協定の廃止)				里山保全再生協定を廃止する場合の手続きについて規定	
			# 6 (Andrew Line Andrew Li					
			第 137 条 (認定里山保全再生協定の認定の取消し)				里山保全再生協定の認定の取消しについて規定	_
			第 137 条 (認定里山保全再生協定の認定の取消し) 第 138 条 (里山活動団体の情報の提供) 第 139 条 (認定里山保全再生協定に係る活動の支援)				里山保全再生協定の認定の取消しについて規定 土地所有者等に対する里山活動団体の情報提供について規定 里山活動団体や土地所有者等に対する里山保全再生協定に係る活動の支援について規	_

		と石川の環境を	守り育てる条例(ふるさ				較区分		Az ITILA			(廃止条例)	ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)													
	構成区分	第1卦 茶小	第1目 指定等	条番号	内 容 : (指定希少野生動植物種の指定)	跣	改剝	Л	条例名	示	番号	内 容	 指定希少野生動植物種の指定について規定													
	の多様性の	野生動植物	第1日 相处守		(相変等の禁止)	-				+	++-		指定希少野生動植物種の指進について規定 指定希少野生動植物種の捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止について規定													
	確保	の保護			(捕獲等の許可)			-		++-	+ +		指定希少野主動植物種の捕獲、抹水、板筒、損傷の赤丘について規定 指定希少野生動植物種の捕獲等をしようとする場合の許可申請について規定													
					(捕獲等許可者に対する措置命令等)					++-	++-		捕獲等の許可を受けた者が規定違反や条件違反を行った場合の措置命令等について規													
					(報告及び検査)						++-		捕獲等の許可を受けた者に対する報告徴収及び立入検査について規定													
			第2日 茶小取件動店		(報告及び候員) (希少野生動植物保護地区の指定)						++-		捕獲寺の計列を受けた有に対する報告国収及び並入検査にプロで規定 希少野生動植物保護地区の指定関係について規定													
			物保護地区		(行為の許可)					++-	++-		希少野生動植物保護地区内での行為の許可申請等について規定													
			初休良。	第 140 示	: (11 為の計刊) : (措置命令等)			-		++-	+ +		・													
					(知直叩マ寺) (報告及び検査)	-				++-	++		許可行為者に対する報告徴収及び立入検査について規定													
			900 但维勒供事 类		(実地調査)								希少野生動植物保護地区の指定に係る立入調査について規定													
			第3目 保護整備事業										保護整備事業計画の策定関係について規定													
					(保護整備事業の執行等)								保護整備事業の執行、認定関係について規定													
				第 152 条							\bot		認定保護整備事業等の実行関係について規定													
				第 153 条									保護整備事業の認定の取消について規定													
			第4目 雑則		(国等に関する特例)								国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業の特例について規定													
					(損失の補償)								希少野生動植物保護地区内での行為の不許可、条件付与に伴う損失の補償について規													
		第2款 外来和	重対策		(外来種の放出等の禁止)								生態系に著し〈影響を及ぼす恐れのある動植物の外来種の放出等の禁止について規													
					(特定外来種の増殖の抑制)								特定外来種の増殖の抑制について規定													
		第1款 自然と	このふれあいの推進	第 158 条	(自然とのふれあいの場の確保等)								自然とのふれあいの場の確保のための措置について規定													
	とのふれあ				(野外活動に伴う環境配慮)			╧					自然とのふれあいの場における自然環境への配慮について規定													
	いの推進等		第1目 通則		(用語の定義)			石	5川県立自然公園条例			(定義)	規定ぶりの変更													
		自然公園制	第2目 指定	第 161 条				_	11	第	5 条	(指定)	規定ぶりの変更													
		及			(指定の解除及び区域の変更)				II .	第(6 条	(指定の解除及び区域の変更)														
					(公園計画及び公園事業の決定)				<i>II</i>	第	7 条	(公園計画及び公園事業の決定)	規定ぶりの変更													
			公園事業		(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)			ı	<i>II</i>	第	8 条	(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)	規定ぶりの変更													
				第 165 条	(公園事業の執行)				<i>II</i>	第(9 条	(公園事業の執行)														
				第 166 条	(公園事業の執行に要する経費)			ı	11	第 10		(公園事業の執行に要する経費)														
				第 167 条				ı	11	第 1		(補助)														
					(適用除外)		TT	1	11	第 12	2 条	(適用除外)														
			第4目 保護及び利用				TT	1	11		3 条	(特別地域)	特別地域内において、知事の許可を受けなければ出来ない行為を追加													
					(利用調整地区)			\top			11		特別地域内の利用調整地区の指定、地区区域内への立入禁止等について規													
					(立入りの認定)	+	ff	+		+	++-		利用調整地区区域内への立入の認定等について規定													
					(指定認定機関)	+	++	-		++	++-		立入認定等の事務を行う認定機関の指定について規定													
						(指定の基準)	+	++	+		++	++-		認定機関の指定の基準について規定												
							(指定認定機関の遵守事項)	+	\vdash	+		++	++-		指定認定機関の遵守事項について規定											
					(租定認定機関の度の事項) (秘密保持義務等)	+	\vdash	+		++	++-		指定認定機関及び職員等の秘密保持義務について規定													
					1		(松宮休行義務等) (指定認定機関に対する監督命令等)	+	\vdash	+		++	++-		指定認定機関に対する監督命令、指定取消しについて規定											
							I		(相左認足機関に対する監督のマ寺) (報告及び検査)	+	$\vdash\vdash$	+		++	++-		指定認定機関に対する報告徴収及び立入検査について規定									
							(報音及び快重) (普通地域)	+	\vdash	+	5川眉立白绀八国名/河	给力	5 タ	/ 兹·泽·州·武 /												
					(音通地域) (中止命令等)	+	\vdash	1	5川県立自然公園条例 "	第 1		(普通地域) (原状回復命令等)	風京地味護脇正に基プ、風京地味護脇正区域内での行為を追加 原状回復命令の対象者を追加													
						+	\vdash	+	<i>"</i>			, ,														
					: (報告及び検査)	+	$\vdash \vdash$		"	第 1		(報告の徴収及び立入検査)	規定ぶりの変更													
				1						年 101 余	(集団施設地区)	+	$\vdash \vdash$	\perp	"			(集団施設地区)	規定ぶりの変更							
			\$CD 된모바(2#4)		(禁止行為)	+	$\vdash \vdash$	\perp	"	寿 T	기자	(禁止行為)	規定ぶりの変更													
			朱5日 風京地保護協 定		(風景地保護協定の締結等)	\perp	$\vdash \vdash$	-		++	+		風景地保護協定の締結について規定													
		Ā														~		(風景地保護協定の縦覧等)	+	$\sqcup \bot$	_		++	++		風景地保護協定の関係者への縦覧について規定
								(風景地保護協定の認可)	\perp		_		+	$\bot \bot$		風景地保護協定の認可について規定										
							(風景地保護協定の公告等)	\perp				$\perp \perp$	$\bot \bot$		風景地保護協定の公告、写しの縦覧、協定区域の明示について規定											
	1				(風景地保護協定の変更)	\perp				$\bot \bot$	$\bot \bot$		風景地保護協定の変更について規定													
					(風景地保護協定の効力)								公告後において協定区域内の土地所有者等となった者に対する効力について規													
			第6目 公園管理団体										公園管理団体の指定について規定													
				第 190 条									公園管理団体の業務について規定													
				第 191 条				╝					公園管理団体の県及び市町村との連携について規定													
					(改善命令)								公園管理団体に対する改善命令について規定													
							: (指定の取消し等)								改善命令に違反した場合の公園管理団体の指定の取消し、取消しの公示について規											
						: (情報の提供等)								公園管理団体に対する県及び市町村の情報提供等について規定												
			第7目 雑則		: (実地調査)			石	5川県立自然公園条例	第 20		(実地調査)	規定ぶりの変更													
					: (損失の補償)				<i>II</i>			(損失の補償)	利用調整地区に関する損失の補償を追加													
第3章 事業の実施	第1節 環境	への配慮の推過	<u>.</u> 隹		(事業の実施に係る環境への配慮の推進)			ı		11	11		土地の形状の変更、工作物の新設等の事業実施に係る事業者の環境配慮について規													
に係る環境への配				第 198 条	(事業の実施による環境への配慮の把握)		TT	1		\top	11		前条の事業実施にかかる環境配慮状況の把握等について規定													
慮の推進等		第1款 通則			(用語の定義)			Z	5川県環境影響評価条例	第二	2 条	(定義)														
		第2款 技術指	旨 針		(技術指針)	\top	TT	+	// // // // // // // // // // // // //		4 条	<技術指針>	「石川県境影響評価技術審査会」を「審議会」に改め、規定ぶりを変更													
	推進		•		(技術指針の充実)	+	++	+		++	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +		事業者が実施した事後調査の結果の技術指針への反映について規定													
		第3款 環境	第1目 方法書の作成			+	++	7	5川県環境影響評価条例	第	5 条	(方法書の作成)	The state of the s													
		影響評価に	等		(方法書の送付等)	+	\vdash	+	# H I I I I I I I I I I I I I I I I I I			(方法書の送付等)														
		関する手続			(方法書についての公告及び縦覧)	+	++	+	"			(方法書についての公告及び縦覧)														
		等			(方法書についての公古及び縦見)	+	\vdash	+	<i>"</i>		8 条	(方法書についての公言及び縦見) (方法書についての意見書の提出)														
					(方法書についての意見書の提出) (方法書についての意見の概要の送付)	+	\vdash	+	<i>"</i>			(方法書についての意見音の提面) (方法書についての意見の概要の送付)														
						+	$\vdash \vdash$	-	"			(方法書についての息見の概要の送刊) (方法書についての知事等の意見)														
			空の 温をを変える。		(方法書についての知事等の意見)	+	$\vdash \vdash$	-																		
			弗2日 環境影響評価 の実施等		(環境影響評価の項目等の選定)	\perp	$\vdash \vdash$	-	"			(環境影響評価の項目等の選定)														
					(環境影響評価の実施)	\bot		-	"	第 12		(環境影響評価の実施)	担合である本本													
		ı		ı				G.	<u> </u>		第3目 準備書の作成	弗 210 条	: (凖備書の作成)	- 1		- 1	<i>II</i>	第 1	3 条	(準備書の作成)	規定ぶりの変更					
			소스		(準備書の送付等)				"	第 14		(準備書の送付等)														

ふるさと石川の環境を守り育てる条例(ふる 構成区分			守り育てる条例(ふるさる			比較区:			条例(廃止条例)	ふるさと環境条例中の新規及び改正規定の内容(要点)
	構	成区分		条番号	カ 容	既改		条番号		担党ではの本西
					準備書についての公告及び縦覧)		11	第 15 条		規定ぶりの変更
					説明会の開催等)		"	第 16 条	(説明会の開催等)	
					準備書についての意見書の提出)		"	第 17 条	(準備書についての意見書の提出)	
					準備書についての意見の概要の送付)		"	第 18 条	(準備書についての意見の概要の送付)	
					公聴会の開催)		"	第 19 条	(公聴会の開催)	
				第 217 条 (準備書についての知事等の意見)		"	第 20 条	(準備書についての知事等の意見)	規定ぶりの変更
			第4目 評価書の作成	第 218 条 (評価書の作成等)		"	第 21 条	(評価書の作成等)	
		=	等	第 219 条 (評価書についての公告及び縦覧)		"	第 22 条	(評価書についての公告及び縦覧)	規定ぶりの変更
		9	第5目 対象事業の内		事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続	i)	"	第 23 条	(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続	
			容の修正等		対象事業の廃止等)	+	"	第 24 条	(対象事業の廃止等)	
		2	筆6日 評価書の公告		対象事業の実施の制限)	+++	"	第 25 条	(対象事業の実施の制限)	
		أ ا	及び縦覧後の手続	第 222 永 (スコス・コース・ファス・ルビップ はいます (アイリング・アイ・アイ) (アイリング・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・)	"	第 26 条	(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施	5)
		l"	X 0 111C 3 117C		許認可等に当たっての配慮)	* 	"	第 27 条	(許認可等に当たっての配慮)	
					事業者の環境の保全の配慮) 事業者の環境の保全の配慮)		"	第 28 条	(事業者の環境の保全の配慮)	
						+++				
			第7日 東後知本の中		対象事業の工事着手等の届出)	+++	"	第 29 条	(対象事業の工事着手等の届出)	
			界/日 事俊調宜の美 ☆竺		事後調査計画書の作成等)	\bot	"	第 30 条	(事後調査計画書の作成等)	
		<u> </u>	心守		事後調査の実施等)	$\perp \downarrow \downarrow$	"	第 31 条	(事後調査の実施等)	「石川県境影響評価技術審査会」を「審議会」に変更
					都市計画に係る対象事業に関する特例)		"	第 32 条	(都市計画に係る対象事業に関する特例)	
			適用を受ける対象事業 に関する特例	第 230 条 /	事業者の協力)	+++	"	第 33 条	(事業者の協力)	
					テ <u>ルロン(M)/J/</u>	+++				
			第9目 環境影響評価	弟 231 条			"	第 34 条	< 法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続	`
			法の対象事業に係る環 境影響評価、事後調査	笠000 夕		+++	"	公 05 42		
			児影響評価、事復調宜 その他の手続	年 232 余			"	第 35 条		「石川県境影響評価技術審査会」を「審議会」に変更
		第4款 雑則	こうほの子が	第 232 冬 /	勧告及び公表)	+++	"	第 37 条	(勧告及び公表)	規定ぶりの変更
		プロサポト 水田只り			<u> </u>	+++	"	第 38 条	(報告及び公表) (報告及び立入調査)	規定ぶりの変更
						+++	"			規定が700変更
					隣接県の知事との協議)	ds .		第 39 条	(隣接県の知事との協議)	
					市町村の条例が適用される対象事業の特例	J)	11	第 40 条	(市町村の条例が適用される対象事業の特例)	
					調査研究等)		<i>II</i>	第 41 条	(
				第 238 条 (適用除外)		<i>''</i>	第 42 条	(適用除外)	規定ぶりの変更
		1節 地球環境の保全及び	環境国際協力	第 239 条						国際機関等との連携による地球環境の保全、環境国際協力の推進について規定
社会経済の形	保全第	2節 地球温暖化の防止			温室効果ガスの排出抑制)					温室効果ガスの排出抑制について規定
				第 241 条 (森林の整備等による二酸化炭素の吸収等)					森林・木材が持つ機能を活用するための森林の整備、木材利用について規定
				第 242 条 (地球温暖化対策計画書の作成等)					温室効果ガスの排出量が多い工場等に対する地球温暖化対策計画書の作成等について規定
				第 243 条 (省エネルギー製品販売者の義務)					省エネ製品販売者における消費者への省エネ情報の説明等について規定
					自動車等の駐車時の原動機の停止)					駐車時における自動車等の原動機の停止について規定
					自動車等の使用抑制等)	+++				自動車の効率的な利用、使用抑制について規定
					新エネルギーの普及)	+++				新エネルギーの普及について規定
	第2音 活理刑计会 等	1節 肉番物生の飛牛の竹	生 乃水海栗のか利田		新ュベルヤーの自及) 循環型社会の形成に関する施策の実施等)	+++		-	 	循環型社会の形成に関する施策の実施等について規定
		1即 廃業物等の発生の抑 推進	「四以及び旧場では人間円			-				
	V) 11/11/2	11F VE			事業活動における廃棄物等の発生の抑制等					事業活動における廃棄物等の発生の抑制等について規定
			1A.A		日常生活における廃棄物等の発生の抑制等	F)				日常生活における廃棄物等の発生の抑制等について規定
	第	2節 環境物品等の購入の	推進	第 250 条						環境物品等の購入の推進について規定
		的な環境への負荷低減の		第 251 条						自主的な環境への負荷低減の取組の推進について規定
	第4章 質の高い環境の	O形成に資する産業活動の	推進		環境に配慮した産業活動の推進)					産業活動従事者の環境に配慮した活動について規定
					環境への負荷低減のための措置)					産業活動における環境への負荷の低減について規定
				第 254 条 (環境保全機能の発揮)					農林水産業が有する環境保全機能の発揮について規定
					農山漁村とのふれあいの推進)					農山漁村とのふれあいの推進について規定
					農林水産物の循環的な利用)					農林水産物の循環的な利用について規定
扁 雑則	i			第 257 条 (各条例の規定を統合	 		
· 罰則				第 258 条			C INO II			第179条第1項の規定違反に関する罰則
e HIVI				第 259 条		+++		- 		第86条第1項、第124条第1項及び第2項、第141条、第146条第1項、第14
										3条第1項、第147条第2項の規定違反に関する罰則
				第 260 条			各条例の規定を統合			
				第 261 条			11			
				第 262 条			"			
				第 263 条		 	"	+ + + +		
				第 264 条		+++		- 	 	第95条、第96条第1項の規定違反に関する罰則
				第 265 条		+++	各条例の規定を統合	 	 	マル・・ハ カ・・ハカ・ス・ハルルとストストスト
				第 266 条			ロボバツ死足で巡口			+
						+++				
				第 267 条		+++	"			
				第 268 条		+++	"			
				第 269 条			"			
				第 270 条			ıı .			
				第 271 条 第 272 条			"			
										第85条第1項及び第2項、第171条第6項の規定違反に関する罰則